

## 「千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に向けた考え方（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果

「千葉市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正に向けた考え方（案）」に関するパブリックコメント手続について、以下のとおり実施したところ、ご意見はありませんでしたのでお知らせいたします。

### 1 意見募集期間

令和2年11月2日（月）～令和2年12月1日（火）

### 2 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール及び持参

### 3 実施結果

提出者数 0件

件数 0件

お問い合わせ先

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

電話 043-245-5706

FAX 043-245-5692

電子メール [gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp](mailto:gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp)